

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課長
保育第2課長
幼児教育担当課長
保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当課長

新型コロナウイルス感染症の類型変更に係る保育所等の対応について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から5類感染症に見直されることに伴い、こども家庭庁より「保育所における感染症対策ガイドライン」が改訂されたことを踏まえ、本市の保育所等における新型コロナウイルス感染症の取扱い等について次のとおり見直しすることとしましたので、お知らせいたします。

- 1 令和5年5月8日(月)以降の新型コロナウイルス感染症陽性が判明した場合の登園停止期間について**
新型コロナウイルス感染症による保育所等の在園児が陽性者となった場合の登園停止期間については、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

＜登園停止期間の例 4日目までに症状軽快したケース、症状軽快が5日目となったケース＞

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症当日	発熱や呼吸器症状等			症状軽快	症状軽快後1日目	登園可能	
発症当日	発熱や呼吸器症状等				症状軽快	症状軽快後1日目	登園可能

※無症状の感染者場合は、「検体採取日を0日目として、5日を経過するまで」とします。

- 2 令和5年5月8日(月)以降の濃厚接触者等の取扱いについて**

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症により濃厚接触者として特定されることはありません。在園児の同居家族が新型コロナウイルス感染症にかかった（検査中を含む）としても、本人に発熱等の症状がみられない場合は登園可能ですが、在園児の健康管理に御留意くださいますようお願いいたします。

- 3 保育所等における感染拡大防止の取組み、及び臨時休園等への対応について**

新型コロナウイルス感染症の5類への分類変更後についても、引き続き保育所等における感染防止対策に御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策のための臨時休園については、市からの要請は行わなくなることから、保育所等では在園児や職員に陽性者が判明しても、原則、臨時休園は行わず、職員体制の確保に努めながら継続開所します。ただし、職員が複数陽性になる等、保育の提供が困難と想定される場合には、一部または全部休園とする場合がありますので、御理解くださいますようお願いいたします。

(保育料の新型コロナウイルス感染症に係る減免措置は、国の方針により令和5年4月以降廃止となりました。新型コロナウイルス感染症による登園停止や、臨時休園等でも保育料の還付はありません。)

4 在園児の登園について

新型コロナウイルス感染症に限らず、在園児に発熱等症状がみられる場合は登園を控えていただくなど、在園児の日常的な健康管理や保育所等の感染防止対策への御理解、御協力をお願いいたします。

【問合せ先】

(認可保育所に関すること)

川崎市子ども未来局保育・幼児教育部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園、その他認可外保育施設に関すること)

川崎市子ども未来局保育・幼児教育部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所に関すること)

川崎市子ども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当

電話 044-200-2660

(認定子ども園[保育所部分及び一時保育事業]に関すること)

川崎市子ども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

電話 044-200-3179